

特定非営利活動法人
アクティビティ・サービス協議会認定

アクティビティ・サービス・コーディネーター
資格制度

特定非営利活動法人アクティビティ・サービス協議会
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-31-8
高田馬場ダイカンプラザ 3 2 7 号
TEL : 03-3232-2940 FAX : 03-3232-2944
jimukyoku@activity-service.org
<http://www.activity-service.org/>

アクティビティ・サービス・コーディネーター資格制度

【趣旨】

1998年にアクティビティ・ワーカーの養成を始めて17年が経過した今、次の上級資格が求められて久しい。

近年では特に介護サービスの質の向上とともに利用者の尊厳を重視した介護者の質の向上が求められている。それはまさにワーカー養成の時から本協議会が主張してきた「一人ひとりの利用者が望む利用者一人ひとりに適した（利用者の生活の質を向上させるためのより良い）サービス」に他ならない。

アクティビティという言葉が時代の要請に求められ、新たな理念と援助技法をもって多様な施設の中で「アクティビティ・サービス」に対する認識が生まれ始めてきている。それは全国で『アクティビティ・ワーカー』の資格を取得した多くの現場の方々の活躍と貢献によるものと思われるのである。

そこで、福祉・医療の現場等で「アクティビティ・サービス」のさらなる促進とその制度を施設運営や利用者サービスに反映させるために、アクティビティ・ワーカーの上級資格として『特定非営利活動法人アクティビティ・サービス協議会認定アクティビティ・サービス・コーディネーター資格』を制定する。

このことは、ワーカー資格取得後、職場における経験を生かしてアクティビティ・サービスの活動をされた多くのアクティビティ・ワーカーの励みになると同時に施設経営者の皆様には、上級資格取得者に新たな専門職としての地位と評価を得た上で、この資格が介護サービスの質の向上と人間の尊厳を重視した、良質な施設運営に貢献できることを期待するものである。

アクティビティ・サービス・コーディネーター資格制度 (規 定)

第1章 総 則

【目 的】

第1条 この規定は、アクティビティ・サービスのより健全な発展に寄与するために、特定非営利活動法人アクティビティ・サービス協議会（以下、「協議会」という。）認定『アクティビティ・サービス・コーディネーター』（以下、「ASC」という。）資格制度について定める。

【責 務】

第2条 ASCは協議会の事業と連携して、福祉社会全般にわたるより良い発展に寄与することを責務とする。

【受 講 資 格】

第3条 ASCとなるための受講資格は次に定める者とする。
協議会の正会員でアクティビティ・ワーカー資格を有し、福祉・保健・医療等のサービス業務について実務経験を有する者

第2章 受講手続等

【ASC 受講手続】

第4条 ASC資格取得を希望する者は以下の書類を提出しなければならない。

- 2 資格審査申請書（様式 6）
- 3 アクティビティ・ワーカー登録証写

第3章 資格認定カリキュラム

【ASC カリキュラムの執行】

第5条 ASCの養成は本協議会人材養成委員会が提案し、理事会において協議後、理事長がこれを執行する。

- 2 カリキュラムは別に定める（別表）

第4章 資格認定方法

【ASC 資格認定】

第6条 ASCの資格認定は次に定める方法とする

- 2 スクーリングの受講（受講料は別に定める）
- 3 定められたレポートの提出
- 4 上記 2、3を満たした者について協議会が審査し認めたる者

第5章 登 録

【登 録】

第7条 協議会は、資格審査に合格したA S Cの登録をした者に、『アクティビティ・サービス・コーディネーター資格登録証』を交付する。

- 1 A S C名簿に氏名・生年月日等、協議会で定める事項を登録すること。
- 2 ASC登録者は、年会費(5,000円)を納めなければならない。

【登録の取消】

第8条 協議会はA S Cが次の各号に該当する場合は、その登録を取り消すことがある。

- 1 虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けた場合。
- 2 A S Cの信用を著しく傷つける行為をした場合。
- 3 正当な理由なくその業務に関して知り得たことの秘密を漏らした場合。
- 4 年会費(正会員)が3年間未納の場合。

【登録の抹消】

第9条 協議会は、A S Cの登録者が死亡した時は、その登録を抹消しなければならない。

第6章 補 則

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は協議会の理事会の議を経て理事長がこれを執行する。

【付 則】

- 1 . この規程は、2016年6月1日から施行する。

ASC 資格取得スクーリングカリキュラム

【別表】

【科目名】ASC カリキュラム

【ねらい】アクティビティ・ワーカーの上級資格として教育の必要性を認識し、資格取得者の社会的地位と名誉に寄与する教育内容を修得する

【留意点】上質のサービスの提供は、主体的生活を営む福祉サービス利用者への生活支援技術とICFの十分な理解に留意すること。

【研修時間】第1日目：9：00～16：10・第2日目：13：00～17：00

テキスト：アクティビティ・サービス 心身と生活の活性化を支援する

*発行所：中央法規出版株式会社（2014年初版発行）

項目	回	目標	内容	方法	テキスト
第 章 1 日目 午前 9:00～ 12:10	90 分 × 2	生活支援学とアクティビティ・サービスの関係が説明できる 人権思想（各種法律や憲法、憲章）と生活支援学の理解ができる 生活支援における理念価値と現実価値の説明ができる 生活していく上で文化・健康のとらえ方が説明できる 人間の持つニーズのとらえ方についてマズローや黒澤の階層性を用いて説明できる 生活支援と人間関係の形成が理解できる ～ までの事例を用いてグループディスカッション	*生活支援学としてのアクティビティ・サービス ・生活支援とアクティビティ・サービスの関係 ・生活支援学の成り立ちと人権思想との関連性 生活支援の根拠法とアクティビティ・サービスの根拠 ・人権と人権を守った生活支援のありかた ・健康のとらえ方の共通理解 人の見方を健康面からとらえる 型にはまった見方でなくとらえる意義 ・文化のとらえ方と文化の創世の歴史 ・ニーズとは何か ・ニーズを把握することの意義と生活支援 ・生活支援学と人間関係	生活の観点から具体例を示し生活支援の内容や方法を個別ワークする 講義 自己実現や願いの具体例を用いて理解 事例 WHO の定義 人生における健康のとられ方のGW 人間が作り上げてきた文化をGW まとめ	p30～ p32～ p34～ p35～ p37～ p38～ p41～

項目	回	目標	内容	方法	備考
第 章 1日目 午後 13:00～ 16:10	90分 ×2	認知症に対応したアクティビティ・サービスのあり方を様々な事例から理解できる	認知症者の現状の理解 日常のアクティビティ・サービスの現状 実践して変化した事例 変化していない事例など話題を出し合う	グループディスカッション ↓	体験を発表しあい その中から1例か2例を選択する
		重度障害を持つ人への日常のアクティビティ・サービスのあり方を理解できる	重度障害のイメージ (コミュニケーション困難事例・聴覚障害・視覚障害・精神障害・知的障害) 重度障害の理解(再学修) 日常的に実践できるサービス		
		認知症者が心地よく過ごすためのアクティビティ・サービスを計画し職場で展開できる	アクティビティ・サービスを認知症者の中にどのように活かすことが可能か 事例・文献研究から各自の現状と課題・今後の方策をまとめる		
ファシリテータ(参加)					
	2日目の間に実践してくる	1日目の研修を終了後、職場に戻り、認知症者・重度障害者を対象にアクティビティ・サービスの計画を立案し、実践をする。 1日目 で作成しているが職場に戻り追加・修正をした計画に変更する。 実践した結果が分かるように記述してくる。 記述した様式を2日目の研修に持参する。			
2日目 午後 13:00～ 16:10		アクティビティ・サービスの実践結果のまとめができる。	実践の結果は様式に沿って記述しておく。	自職場実践過程の報告 グループディスカッション ↓	
		グループディスカッションにより、実践の過程を基に評価を検討する	実践後の内容を発表しあい、評価を検討する		
ファシリテータ(参加)					
16:20～ 16:50	0.5	ASC手続きについてのオリエンテーション(0.5含) 課題への取り組み評価 ASC資格認定の手続き 登録手続き 会員規定 など			

ASC取得資格取得者の研鑽

1. ニュースレター掲載

1. アクティビティ・サービス協議会のニュースレター（ASN）に研修計画等状況を投稿する。
2. アクティビティ・サービス協議会のニュースレター（ASN）上で実践状況を報告する。

2. フォローアップ研修会への参加

1. 当協議会が毎年実施しているフォローアップ研修会に参加し、研鑽に努める。
2. フォローアップ研修会において、隔年ごとに実践報告を行う。